古賀市任期付短時間勤務職員【文化財専門員】募集要項

古賀市では次のとおり文化課で勤務する任期付短時間勤務職員【文化財専門員】を募集します。

募集期間	採用者が決定するまで
募集職種	文化財専門員
勤務形態	任期付短時間勤務職員(月16日勤務)
採用予定	1人
主な仕事内容	文化財の保全に関する業務及び一般的な行政事務
任用期間	令和7年4月1日~令和10年3月31日
受験資格	普通自動車が運転できる免許を所持し、学芸員資格(歴史系)を現に有する人かつ埋蔵文化財発掘調査業務に主導的立場で従事した経験が3年以上ある人
年齢要件	なし
就業場所	リーパスプラザこが(古賀市中央2丁目13-1)
勤務時間	8時30分~17時00分(休憩45分)
休日·休暇	土·日·祝日·年末年始(12月29日~1月3日)
	年次有給休暇については勤務時間関係等の条例・規則等の定めによります。
賃金等	月額(地域手当を含む)167,287円程度 年額(賞与額等を含む) 2,776,962円程度 ※初年度は、期間率による賞与の減算により、上記額より低くなります。 期末勤勉手当(年2回)、通勤手当(通勤手段、距離等による) 時間外勤務手当、雇用保険、厚生年金、健康保険あり
応募方法	履歴書(写真添付)及び資格を証明する書類の写しを郵送又は持参して下さい。
選考方法	面接(面接日程は後日連絡します) ※面接後1週間を目途に採否決定の連絡をします。

- ※任期付職員とは、古賀市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により採用される 任用期間に定めのある職員のことです。
- ※任期付職員は、一般職の地方公務員(古賀市職員)ですので、任期の定めのない常勤職員と同様 に地方公務員法の適用を受けます。
- ※地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号に該当する人は受験できません。
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・古賀市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- ・国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等については次のとおりです。
- ア 受験資格…次のいずれかに該当する人
- ①出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
- ②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成
- 3年法律第71号)に定められている特別永住者

お問い合わせ及び応募先は、文化課文化財係まで

〒811-3113 福岡県古賀市中央2丁目13-1 文化課文化財係 担当:桑田 TEL 092-940-2683